

＜条例制定の背景・意義＞

- 再生可能エネルギー発電施設の建設については、災害による倒壊などの安全面での不安や自然環境・景観への影響に対する懸念などから、事業者と地元住民との間でトラブルが起きるなど、近年、全国各地で問題が顕在化してきており、昨年度、本県においても、出羽三山付近における風力発電所の建設計画に対して、地元の反対運動が起きたところ。
- 地球温暖化対策やカーボンニュートラルの実現、地域の活性化のためにも再エネの更なる導入は不可欠である一方で、発電所の設置等に当たっては、地域の自然及び歴史・文化的環境等と調和を図ることが求められている。

【知事認定までの手続き等】

第3 発電事業計画の作成及び認定等

- 再エネ発電事業実施予定者は、再エネ発電設備の設置、維持管理及び廃止を適切に行うための再エネ発電事業計画を作成し、知事の認定を受けなければならない。
- ただし、当該再エネ発電事業計画が、地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定める促進区域等における事業計画である場合にあっては、市町村が事業計画の認定を行うため、知事へ届け出ることとする。

第4 再エネ発電事業計画の案の協議

- 再エネ発電事業実施予定者は、再エネ発電事業計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、知事及び関係市町村の長と協議しなければならない。

第5 再エネ発電事業計画の案の説明

- 再エネ発電事業実施予定者は、再エネ発電事業計画の案を作成し、当該事業計画について、地元住民に対する説明会を開催しなければならない。

第6 再エネ発電事業計画の公表

- 再エネ発電事業実施予定者は、再エネ発電事業計画を作成したときは、遅滞なく、公表し、その旨を知事に届け出なければならない。

【総則】

第1 目的

- 2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、地元住民と合意形成を図りながら、地域の自然及び歴史・文化的環境等との調和がとれた、再生可能エネルギーの導入を促進することを目的とする。

第2 定義（対象発電施設・区域）

- 発電種別及び規模
太陽光：500kW以上（建造物の屋上等に設置されるものを除く）
風力：500kW以上 水力：200kW以上 バイオマス：300kW以上
地熱：300kW以上
- ※種別については、再エネ特措法（FIT法）上の再エネ電気を対象
- ※規模については、電気事業法上の工事計画の事前届出の範囲を踏まえ設定
- 対象区域：県内全域

第7 意見の提出

- 当該発電事業計画に関し利害関係を有する者は、知事に対し、自然及び歴史・文化的環境等との調和の見地からの意見書を提出することができる。
- 知事は、意見書が提出された場合、当該意見書の概要を再エネ発電事業実施予定者に通知し、当該概要に対する見解を求めなければならない。

第8 再エネ発電事業計画の認定の申請等

- 再エネ発電事業実施予定者は、第3の認定を受けようとするときは、申請書を知事に提出しなければならない。
- 市町村が定める促進区域等において事業が実施される場合には、届出書を知事に提出しなければならない。

第9 関係市町村の長からの意見聴取

- 知事は、第8の認定の申請書を受理したときは、遅滞なく、その旨を関係市町村の長に通知し、当該発電事業計画に対する関係市町村の長の意見を聴かななければならない。

第10 山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会

- 知事は、第8の認定の申請書を受理し、必要と認めるときは、遅滞なく、山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会に意見を求めるものとする。

第11 認定の基準

- 知事は、第8の認定の申請があった場合において、第7の意見書の内容、再エネ発電事業実施予定者の見解、当該申請に係る第9の意見及び第10の委員会の意見を踏まえるとともに、当該再エネ発電事業計画が関係法令の規定に違反していないと認めるときは、その認定をするものとする。

【設置工事の実施等】

第12 工事の実施

- 第3の認定を受けた再エネ発電事業実施予定者が行う再エネ発電事業に関する工事は、当該認定を受けた再エネ発電事業計画に従って行わなければならない。

第13 工事の届出

- 認定再エネ発電事業実施者は、再エネ発電設備の設置に関する工事を行うおとすときは、その旨を知事に届け出なければならない。

第14 工事の停止命令等

- 知事は、再エネ発電事業に関する工事について、当該工事に係る再エネ発電事業計画と適合しないことが明らかであると認める場合その他自然及び歴史・文化的環境等との調和に必要があると認める場合には、認定再エネ発電事業実施者に対し、当該工事の停止又は中止その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。
- 認定再エネ発電事業実施者が自ら工事を中止する場合には、知事に届け出なければならない。

【維持管理・廃止等】

第15 維持管理の方法

- 認定再エネ発電事業実施者は、再エネ発電事業を実施する間、認定再エネ発電事業計画に従って再エネ発電事業及び事業区域内の土地等の維持管理をしなければならない。

第16 廃止の方法

- 認定再エネ発電事業実施者は、認定再エネ発電事業計画に従って再エネ発電事業を廃止しなければならない。

第17 維持管理・廃止の改善命令

- 知事は、第15の維持・管理及び第16の廃止が再エネ発電事業計画に適合しないことが明らかであると認める場合には、必要な改善措置を講ずることを命ずることができる。

第18 認定の失効

- 第3の認定は、認定再エネ発電事業実施者が認定再エネ発電事業計画に係る再エネ発電事業を第16により廃止したときは、その効力を失う。

【雑則】

第19 認定の取消し

- 知事は、認定再エネ発電事業実施者が不正な手段により第3の認定を受けたときは第3の認定を取り消し、また、第14の命令または第17の命令に違反したときは、第3の認定を取り消すことができ、取り消したときは、遅滞なく、公表する。

第20 勧告及び命令

- 知事は、事業者が認定を受けずに再エネ発電事業を実施している場合には、期限を定めて、必要な手続きの実施その他の措置を講ずるよう勧告することができる。
- 勧告を受けた事業者が当該勧告に従わないときは、期限を定めて、必要な手続きの実施その他の措置を講ずるよう命ずることができる。
- 知事は、命令を受けた事業者が正当な理由なく、当該命令に従わないときは、当該事業者の氏名、違反の事実等を公表する。

【認定申請等のフローイメージ】

